

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月27日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 15 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	中操換気空調(B)系点検において、冷水温度調節バイパス弁に閉固着が認められたため、当該弁を補修。	D	
2	2号機	主復水器細管連続洗浄装置(C系)ボール循環ポンプ(F)吸込み配管にピンホールが確認されたため、当該配管を補修。	D	
3	3号機	監視機能健全性確認検査(その1の3)において、検査成績書に誤記(要領書番号)が認められたため、誤記を訂正。	D	
4	3号機	復水ろ過装置保持ポンプ(C)出口弁(空気作動)開閉試験において、異音及び振動が認められたため、対応検討。	D	
5	3号機	制御棒駆動水時計装ラックの点検において、水張りライン止め弁にシートリークが認められたため、当該弁を補修。	D	
6	3号機	残留熱除去系ポンプ(A)室空調機用電動機点検において、ファン用固定キー部にガタが確認されたため、当該キーを交換。	D	
7	3号機	安全保護系設定値確認検査(その2)において、検査員に検査成績書を提出したところ誤記(検査年月日)が確認されたため、当該誤記を訂正。	C	
8	3号機	所内変圧器(3A)冷却ファン制御盤点検において、同盤内補助継電器カバーに変形(盤内ヒーターの熱の影響と推定)が認められたため、当該カバーを交換。	D	
9	3号機	監視機能健全性確認検査(その1の4及び5)、安全保護系検出器要素性能(校正)検査において、検査成績書に誤記(検査年月日)が認められたため、当該誤記を訂正。	D	
10	3号機	復水ろ過装置カチオン樹脂計量フィーダー浸透探傷検査において、計量ローター及び攪拌翼に指示模様は認められたため、対応検討。	D	
11	3号機	高電導度廃液系受タンク(D)苛性ソーダ注入弁において、弁開度が全開にもかかわらず、表示灯が中間位置を示していることが認められたため、当該弁のリミットスイッチを点検。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	3号機	復水ろ過装置空気圧縮機(B)において、起動後過負荷で停止(絶縁抵抗測定値異常なし)したため、当該空気圧縮機を点検。	D	
13	4号機	タービン建屋ストームドレンサンプポンプ(C)電動機点検において、回転子軸のカップリング部に摩耗が認められたため、対応検討。	D	
14	4号機	取水設備トラベリングスクリーン・パー回転式スクリーン(A)減速機モータベース架台にクラック(5箇所)が認められたため、当該モータベースを補修。	D	
15	4号機	タービン補機冷却系渦流フィルター(A)差圧計において、指示不良(0mmHg)が認められたため、当該計器の検出ライン及び計器を点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353